

令和5年2月犬山市議会定例議会会議録

第3号 3月1日(水曜日)

◎議事日程 第3号 令和5年3月1日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員(18名)

1番	畑 竜介君	12番	中村 貴文君
2番	小川 清美君	13番	岡 覚君
3番	長谷川 泰彦君	14番	水野 正光君
4番	大井 雅雄君	15番	三浦 知里君
5番	岡村 千里君	16番	諏訪 毅君
8番	鈴木 伸太郎君	17番	久世 高裕君
9番	柴田 浩行君	18番	柴山 一生君
10番	大沢 秀教君	19番	吉田 鋭夫君
11番	玉置 幸哉君	20番	ビアンキ アソニー君

◎欠席議員(なし)

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新原 達也君	議事課長補佐	大鹿 真君
統括主査	松澤 一悦君	主査補	高橋 万祐子君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣伸君	副市長	江口 俊也君
教育長	滝 誠君	経営部長	鈴木 良元君
市民部長兼防災監	中村 誠君	健康福祉部長	高木 衛君
都市整備部長	森川 圭二君	都市整備部次長	飯吉 勝巳君
経済環境部長	中村 達司君	教育部長	中村 浩三君
子ども・子育て監	長瀬 尚美君	消防長	大澤 満君
企画広報課長	井出 修平君	経営改善課長	前田 敦君
総務課長	長谷川 敦君	地域協働課長	中村 亘君
防災交通課長	兼松 光春君	福祉課長	山本 直美君
高齢者支援課長	上原 敬正君	都市計画課長	高木 誠太君

整備課長	高橋秀成君	環境課長	小笠原健一君
産業課長	武内雅洋君	学校教育課長	大黒澄子君
学校教育課主幹	高木順二君	子ども未来課長	上原眞由美君
子ども未来課主幹	伊藤真弓君	子ども未来課主幹	小幡千尋君
歴史まちづくり課長	加藤憲夫君		

午前10時00分 開議

◎議長（三浦知里君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（三浦知里君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

4番 大井雅雄議員。

◎4番（大井雅雄君） おはようございます。4番、令和新政クラブの大井雅雄です。原市長になりまして最初の一般質問になります。前に一步踏み出すような答弁を期待しております。

では、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして4件の一般質問をさせていただきます。

件名1、マメナシという古木について。

要旨①今までの取組と今後の保存についてお尋ねいたします。

羽黒城址の辺りを散策したり、竹やぶの整備をしたりしていると、付近に大きな古そうな樹木があり、気になっておりました。樹木の横には看板があり、幹回り210センチ、高さ13メートル、樹齢200年の巨樹、古木であると知りました。説明書きには、愛知県が絶滅寸前に指定している希少種である上に、これだけの幹回りの大木は珍しいと書かれていました。

過去の議会議事録を検索したところ、平成25年6月の定例会で、矢幡議員の質問に対し、生活環境部長の答弁では、「こうした自然を末永く後世に残すため、環境保全に努めるとともに、具体的な希少種の植生を周知するなど、市民に自然の豊かさを啓発していきたいと考えております。」と答弁されております。

このときの質問趣旨は、湧き水のある池周辺に生息するマメナシのことでしたが、今回私が特に注目したのは、住宅地の道路脇にずっと孤独に育っている樹齢200年超えの古木についてであります。うまく市民に啓発できれば、羽黒地区の大きな財産になると思います。

100年しか寿命がない人間でも、年1回の定期健診があるのですから、200年も生きている樹木にも定期健診が必要なのではないかと思います。

小牧長久手の戦いのときには、まだその姿はなかったかもしれませんが、200年と言えば、明治維新もやり過ぎ、太平洋戦争の戦禍からも生き延びている古木ということになります。もしもですが、台風などで枯れたり倒れたりしては、200年の歴史がなくなってしまうことを危惧して、今回質問いたしました。

今までの取組と今後の保存についてのお考えをお示してください。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） おはようございます。マメナシは国や県の絶滅危惧種であるとともに、令和2年度に策定した第2次犬山市環境基本計画でも、希少な植物であると位置づけており、現在は市内に自生している樹木の保全に向け、継続的な取組を進めています。

質問にありました羽黒地内の個人宅敷地は自生地の一つであり、生育しているマメナシについては、本市の地域のシンボリック樹木であり、保存が望まれる樹木としての認識から、平成29年度に愛知県と連携し、所有者様立会いの下、樹木診断を実施しました。

診断の結果、樹齢は200年以上と推定され、道路側に斜めに傾いているために、安全面での対策の必要性が指摘されたものの、樹木自体は比較的良好な状態にあることが確認され、所有者様にもその旨を報告し、今後の管理の参考としていただくため、診断結果を送付させていただいております。

また、令和元年度からは、現況の把握にとどまらず、自生しているマメナシを保全し、貴重な植物として次世代に残し、つなげていくことを目的として、マメナシの保護活動を行っている「ふるさとの自然を愛するスズサイコの会」からの情報等も活用し、市内全域でのマメナシの生息調査を開始しました。

初年度に羽黒地内個人宅敷地内のほか、犬山南高校や朝日池など、計8地点での生育を確認し、翌年度からは樹木の健康度や樹形の調査、土壌や光の量がそれぞれの樹木の健康度合いにどのような影響を与えているかといった相関性などの検証を行いました。

今年度からは、これまでの調査結果を踏まえ、自生地において新たな樹木が更新していくための要件の整理に着手しており、来年度以降も継続して調査を続け、保全を図ってまいります。

◎議長（三浦知里君） 大井議員。

◎4番（大井雅雄君） 答弁ありがとうございます。羽黒を代表する巨樹、古木のマメナシが、さらに何百年も生きながらえますよう、定期健診をよろしくお願いいたします。

次に移ります。件名2、コミュニティバスのEV化について。

要旨①せっかく再編するのだから、化石燃料のバスから電気バスにしてはどうかについてお尋ねいたします。

電気バスの実運用が少しずつ始まりかけております。国土交通省は電気バスを導入するバス事業者の手引となるよう、導入の検討から運用開始までの手順、効果、評価等をまとめた電気バス導入ガイドラインを作成して、地域交通グリーン化事業を後押ししています。

電気バスは、1つ目として、走行時に大気汚染物質やCO₂が出ず、騒音、振動が小さいこと。2つ目に、自然環境や住宅地など、周辺環境への配慮が可能なこと。3つ目に、将来的な災害時の電力供給源として活用できることの特徴があります。

災害時の電力供給源として活用できる利点は、防災交通課にとってはまさに一石二鳥の行政効果ではないでしょうか。

そして、犬山市としても、地域交通グリーン化事業に取り組むことを積極的にアピールできるのではないかと考えていますが、当局のお考えをお示してください。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

中村市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 中村君登壇〕

◎市民部長兼防災監（中村 誠君） ご質問にお答えします。

まず、県内でのEVバス、電気バスの導入状況ですが、令和4年度に知多バスを運行する知多乗合株式会社が、予備車を含めEVバス8台を購入し、10月から常滑市のコミュニティバスとして6台体制で運行をしています。

また、愛知県も令和5年度中にジブリパーク内で、電動車両EV猫バス5台程度の運行を目指す報道発表されたところであり、EVバスの導入が徐々に始まってきている状況です。

当市のわん丸君バスは、現在、33人乗りのバスが5台、13人乗りが3台の計8台で運行していますが、そのうち33人乗り2台と13人乗り3台は、前回の再編の際に購入し、約4年半が経過しています。残りの33人乗りバス3台は、平成25年10月に購入したもので、約9年半がたち、走行距離はどれも45万キロ前後となっています。

市では、車両更新の目安として、12年間、または走行距離55万キロ程度としているため、現時点で来年度に行う再編での買い替えは予定していません。

しかしながら、市としてゼロカーボンシティを掲げている中で、買換え時期も近づいてきたことや、量産型の小型EVバスの販売が拡大し始めたこともあり、EVバス導入に向けた課題の整理をしているところです。

例えば、航続距離が当市の運行に適應できるのか、バス本体と合わせ、必要となる充電ステーション設置を含めた経費負担はどの程度になるのかなど、それぞれについて比較検討を進めています。

一方で導入自治体がまだまだ少ないことから、実走における個別のトラブルや、それに対応するノウハウの蓄積がない現状でもあり、まだ見えてこない課題も存在すると思います。そのため、当市のEVバス導入に向けては、さらなる情報収集に努めるなど、引き続き検討を進めてまいります。

◎議長（三浦知里君） 大井議員。

◎4番（大井雅雄君） 答弁ありがとうございました。確かにまだEVバスはとても高いというふう聞いておりますが、世の中の流れに乗り遅れないように、EV化の流れを注視していただきたいと思います。

次に移ります。件名3、橋爪・五郎丸新子ども未来園遊具の寄附について。

要旨①目標金額1,000万円は達成できたか。また、寄附してくれた人の内訳はどのようになっているのか。また、設置する遊具は決まっているのかについてであります。

令和4年11月1日から12月31日までとして、募集月を限定して募集をされましたが、寄附金の応募状況はいかがでしたか、また、寄附をしてくれた人の内訳はどのようになっているのか、また、設置する遊具は決まっているのかについてお示してください。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

長瀬子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 長瀬君登壇〕

◎子ども・子育て監（長瀬尚美君） ご質問にお答えします。

新橋爪・五郎丸子ども未来園の遊具設置に係る寄附金の状況をお答えします。

令和5年2月15日現在で、個人が28件、50万2,000円、法人が50件、519万円、合わせて78件、569万2,000円で、目標額の約5割を頂いています。

令和5年度も引き続き商工会議所などの関係機関の協力をいただき、目標を達成できるよう、寄附のお願いをしていきます。

議員の皆様におかれましても、ぜひ新しい子ども未来園の紹介と遊具設置の寄附募集のためのPRを各所でしていただけると幸いに存じます。

設置する遊具については、現時点ではまだ決まっていません。現在、他市の保育施設にある遊具を見学したり、保育士の意見を踏まえながら、子どもたちがわくわくどきどきするような遊具を設置できるよう、選定を進めているところです。

◎議長（三浦知里君） 大井議員。

◎4番（大井雅雄君） 答弁ありがとうございます。我々も積極的にPRさせていただきます。

次に移ります。件名4、施政方針について。

要旨①羽黒地域の活動拠点整備のめどはいつ頃かについてです。

羽黒地区には地域活動団体として、羽黒地区町会長会や、羽黒婦人会、また、羽黒コミュニティ推進協議会、半ノ木川を守る会、羽黒地区遺族会、羽黒地区民生委員児童委員協議会、羽黒地区更生保護女性会等、多数活動されています。皆さんが羽黒を愛し、羽黒を住みやすくするために活動されています。

活動拠点ができれば、活動団体の活動内容が充実することになります。もしも活動拠点に子どもさんの一時預かりができれば、子育てママさんやパパさんも積極的に地域活動に参加できるようになり、活動内容に若者の意見が反映されていくでしょう。若者が地域活動に参加することで、地域活動への理解や興味が出てきます。そうすれば、地域活動に参加する若者の数も増えてくるのではないのでしょうか。また、活動団体の横の連絡も密に取れると思います。

地元として早く整備が完了することを願っていますが、活動拠点整備のめどはいつ頃かお尋ねいたします。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

中村市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 中村君登壇〕

◎市民部長兼防災監（中村 誠君） ご質問にお答えします。

羽黒地区における地域活動の新たな拠点は、南部公民館の旧虎屋跡地の改修により、整備をする予定で、来年度は羽黒地区コミュニティ推進協議会を中心に、地域の幅広い世代の方々に施設をどのように活用していくのか、意見をお聞きしながら、必要な改修内容を決定していきたいと考えています。

地域の拠点整備については、地域の皆さんとともに施設をどう活用していくかをしっかりと話し合っ、地域の方向性を皆さんで共有することが重要であるため、十分な時間が必要と考えています。

現時点でのスケジュールとしては、まずは施設改修に向けた意見を聞くためのワークショップなどを開催し、意見を取りまとめた上、その内容を反映した改修設計を令和5年度中に行い、令和6年度から改修工事に着手、令和7年度に供用開始する年度単位での予定をしていますが、進捗状況によっては、年度にこだわらず、前倒しできるものは柔軟に対応し、できるだけ早く完了できるよう取り組んでまいります。

◎議長（三浦知里君） 大井議員。

◎4番（大井雅雄君） 答弁、ありがとうございました。内容が充実した立派な活動拠点が少しでも早くできることを希望しまして、私の質問を終わります。

◎議長（三浦知里君） 4番 大井雅雄議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時30分まで休憩いたします。

午前10時21分 休憩

再 開

午前10時30分 開議

◎議長（三浦知里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

9番 柴田浩行議員。

◎9番（柴田浩行君） 9番、犬山市民クラブ柴田浩行です。議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして5件の一般質問をさせていただきます。

件名1、小中学校の施設整備について。

要旨1、小中学校のプールの在り方について。

令和元年6月議会にて、小中学校のプールについて、プールの統合やフロイデのプールの活用を検討すべきだと提案いたしました。令和4年2月議会では、小中学校のプールの在り方について、検討内容や具体的な取組を確認いたしました。

答弁では、今井小学校、栗栖小学校について、ほかのプールを使用できないか検討するということでありました。これらの議論を踏まえた上で、質問させていただきます。

今井小学校、栗栖小学校について、今年度のプール授業をどのように実施したのか。また、取組の効果についてお示してください。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村浩三君） ご質問にお答えします。

今井小学校、栗栖小学校において、プール設備を2年ぶりに再稼働するに当たり、ろ過器の点検や施設の修繕、水質維持のための薬剤など、合わせて500万円を超える経費が必要と

なること、また、プールの使用頻度や費用対効果を考慮し、今年度は2校の水泳授業を、学校のプールは使用せず、フィットネスフロイデのプールでの実施を試行することにしました。

バスで施設まで移動し、1回につき2時間の授業を5日間、学校ごとに実施しました。学年とスキルを考慮し、児童を2つのグループに分け、それぞれに専任のインストラクターがついて、グループごとに指導を受けました。おのおののスケジュールに応じた専門性の高い指導を受けられるため、以前より課題を達成できる児童が増えている実感があると報告がありました。

児童からは、水泳が楽しかった、できなかったことができるようになったという感想があり、学校の教職員からは、今後、水泳指導をする際の指導方法の参考になったという感想がありました。

また、天候や季節に関係なく水泳の授業が実施できるので、短い期間に集中し、少ない授業時間で効果的な水泳指導を実施することができたとの報告もありました。

◎議長（三浦知里君） 柴田議員。

◎9番（柴田浩行君） ありがとうございます。水泳指導において効果があったということが確認できました。

再質問させていただきます。

今井小学校、栗栖小学校について、次年度以降のプールの授業の取組についてお示しく下さい。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村浩三君） 再質問にお答えします。

今年度の試行により、維持管理費や教員の負担を軽減できるほか、天候や季節に左右されず、専門のインストラクターから指導を受けられるなどの利点があることから、来年度以降もフィットネスフロイデのプールを利用する予定です。

◎議長（三浦知里君） 柴田議員。

◎9番（柴田浩行君） ありがとうございます。利点があるから来年度もフロイデのプールを利用するという答弁でありました。ここまでの答弁を踏まえた上で、教育長へ再々質問させていただきます。

フロイデのプールの使用、インストラクターによる指導を、ほかの学校でも実施することについて、検討すべきだと提案いたしますが、教育長の考え、お示しく下さい。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） ご指名をいただきましたので、私から答弁をさせていただきたいと思います。

小中学校のプールについては、これまでもこの議場で柴田議員と意見交換をした覚えがあるわけではありますが、そのときにお答えしたのは、小中学校のプールは学校の敷地内に併設

をされているのが望ましいというふうに答弁をさせていただきました。これについては、今も変わっておりません。

ただし、これについては全く私の私見でありまして、例えば教育委員会で議論をし、意思決定をしたとか、意思統一をしたということはありませんので、今後、これについてはまた私の考えがそのまま行くとは限りませんので、議論を重ねていきたいというふうに思っています。

今回、今井小学校と栗栖小学校については、フロイデのプールを使用することになったわけでありまして、一番の原因は、プールを動かすのに非常に膨大な経費がかかるということが問題でありました。じゃあ、どうするんだといったときに、子どもの数だとか、あるいは学校の要望等も踏まえて、今回、フロイデのプールを使用するという判断をしたわけでありまして。

先ほど部長が答弁をしたように、フロイデのプールを使用することは、様々なプラスの面があったという結果が出たわけでありまして、この以降については、来年度以降もフロイデのプールを使用するのが適切であるという判断をしております。

かといって、ほかの小中学校のプールを今井小学校、栗栖小学校同様に、フロイデを使用する方向に変更していくかということについては、これはまた今後、議論をしていく必要があるというふうに思っております。

この先、他の小中学校についても、例えばプール槽にひびが入って水漏れがするとか、あるいはポンプが故障して、浄化装置の取り替えをしなくてはならないというような問題が生じる可能性がございます。そういったときには、例えば、フロイデのプールを使ったほうがいいのか、あるいは移動も含めて、近隣の小中学校のプールを使用するのか、あるいは浄化装置を取り替えて、ちょっと経費はかかるけれども、維持管理費を費やすかどうかということについては、今後、定例教育委員会の場でも議論にしたいと思っておりますし、あるいは総合教育会議の場で、市長も含めたところで議論を重ねてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

◎議長（三浦知里君） 柴田議員。

◎9番（柴田浩行君） 教育長、ありがとうございます。いずれにいたしましても、小中学校の施設整備において、子どもたちにとって教育効果があつて、教員に負担の軽減、そしてコスト面でもメリットがある取組を実施していただくことを期待しております。

件名2です。国宝犬山城を世界遺産に。

要旨1です。国宝犬山城の世界遺産登録に向けた取組について。

令和3年6月議会にて、国宝犬山城の世界遺産に向けた取組について質問いたしました。そこでお伺いいたします。

その後の取組の進捗状況と成果、令和4年11月の国宝4城の首長対談の内容など、国宝犬山城の世界遺産登録に向けた取組についてお示してください。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村浩三君） ご質問にお答えします。

犬山城の世界遺産登録に向けた取組については、国宝5城、姫路、彦根、松本、松江、犬山による近世城郭の天守群のシリアル資産、連続性のある複数資産で、世界遺産への登録を目指しています。そのために、松本市、松江市、犬山市の3市で組織する近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会にて、世界遺産や天守建築の専門家などから、方向性の確認や資産価値についての意見聴取を定期的に行いながら、世界遺産登録のための基礎的な調査研究や課題の洗い出しなどを行い、顕著な普遍的価値OUVの磨き上げを共同で行っています。

今年度、この準備会では、海外、フランスの専門家からの意見聴取をオンラインで行い、近世城郭の天守群での世界遺産登録に向けた課題の洗い出しなどを行いました。このほかに、市民レベルの交流の場として、3市市民交流会を松本市で開催し、実際に世界遺産登録の市民啓発活動に携わった方から、先進事例を学びました。

また、松本市、松江市、犬山市の3市長が全国市長会の開催に合わせて一堂に会し、世界遺産登録に向けた取組の推進について意見交換を行い、連携強化を図っています。

次に、5城によるシリアル資産での世界遺産登録に向けた関係市への働きかけについて説明をします。

令和4年11月に準備会の犬山市、松本市の2市長が姫路市長を表敬訪問し、そこにオンラインで松江市長も加わり、4市長による懇談を行いました。内容としては、国宝の城を有する城郭都市として、観光面の協力をさらに深めるとともに、歴史・文化の交流とネットワーク化を進めていくことを確認し、また、今年は姫路城世界遺産登録30周年の記念の年となりますので、9月に姫路市で開催される「お城E X P O i n 姫路」に5市長が集まり、国宝5城を世界の宝にしていくための連携などについて協議をする場とすることで一致しております。

当市における新たな世界遺産登録に向けた取組としては、昨年12月29日に、多くの子どもたちとその保護者の参加の下、犬山城床磨きを行い、皆さんに楽しんでいただきながら、天守の保存につながる取組を行っています。この取組は、未来を担う子どもたちが主役となり、犬山城に愛着を持ってもらい、市民の力で犬山城を美しく後世に引き継ぐために実施をしたものです。

今後も継続し、世界遺産登録を目指す市民活動の一つとして発展させていくとともに、犬山城みらいサポーターの設置につなげ、市民の皆さんと一体になって世界遺産登録を進めていく体制づくりを加速させていきたいと考えています。

◎議長（三浦知里君） 柴田議員。

◎9番（柴田浩行君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

国宝犬山城の世界遺産登録に向け、改めて課題は何であるのか、今後どのように取り組んでいくのかをお示してください。

また、中村部長のこれまでの経験を踏まえた上で、世界遺産登録に向けて注力すべきことは何かお示してください。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村浩三君） 再質問にお答えします。

まず、世界遺産に登録されるためには、提案する構成資産が評価基準に合致するとともに、真実性や完全性の条件を満たし、適切な保護管理体制が取られていることが必要です。そこで、近世城郭の天守群の世界遺産登録に向けた現状の主な課題は4つあります。

1つ目の課題は、シリアル資産で登録を目指す場合の評価基準の設定についてです。評価基準とは、世界遺産条約履行のための作業指針で示されている10の基準のことです。近世城郭の天守群の評価基準として、現在、検討を重ねているのは、評価基準1の人間の創造的才能を示す傑作であること、評価基準3の現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統または文明の存在を伝承する物証として無二の存在、少なくとも希有な存在であること。評価基準4の歴史上の重要な段階を語る建築物、その集合体、科学物質の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本であることの3つです。

5城全てにおいて、この評価基準に合致していることを証明する必要があることに加え、既に登録済の姫路城の評価基準と重複する評価基準があることを世界遺産委員会が認めるかということです。

2つ目の課題は、1つ目の課題と関わる内容で、既に世界遺産に登録されている姫路城と、暫定一覧表に記載され、単独登録を目指している彦根城に対し、シリアル資産だからこそ証明できる日本の城の価値について理解を得ることです。

3つ目は、構成資産の核となる天守を適切に保護するために、周辺に設けなければならない緩衝地帯、バッファゾーンの範囲について、世界遺産の保護という観点から、どこまでを範囲とするかが課題となっています。

4つ目は、調査研究体制と保護管理体制の強化です。世界遺産登録に向けては、これらの課題を解決することが重要であり、全てにおいて注力しなければならないと考えています。現在、令和3年度末にも公表されると見られていた国の暫定一覧表の見直しの最終答申が遅れています。見直しに係る審査資料の提出を求められた場合に備え、引き続き準備会の3市で調査研究や課題の洗い出しなどを行い、顕著な普遍的価値の磨き上げを行うとともに、並行して姫路市や彦根市へシリアル資産として登録された場合のメリット、世界遺産における日本の城の価値の向上に寄与できる点について理解が得られるよう、連携依頼を行ってまいります。

◎議長（三浦知里君） 柴田議員。

◎9番（柴田浩行君） ありがとうございます。ハードルは高いかもしれませんが、チャレンジしていただくことを期待しております。中村部長、4月以降も犬山城のためにご尽力いただきますことをお願い申し上げます。

原市長へ再々質問させていただきます。

国宝犬山城の世界遺産登録に向けた原市長のお考えをお示しくください。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 再々質問にお答えをいたします。

まず、申し上げます。世界遺産登録に向けて積極的に取り組んでいきたいと思っています。石垣の上に建築された近世城郭の天守は、ランドマークとして高くそびえ、城下町の繁栄や城主の権力、地位などを表し、戦国時代から江戸時代にかけて急速に発展を遂げた人類の創造的才能を示す、まさに評価基準の傑作であり、創造的芸術の傑作です。

日本城郭史の中でも、天守が建設されたのは、16世紀から19世紀の半ばまでです。その中でも戦国時代後期から江戸時代初期頃にかけての緊迫した時代背景の中で建築された国宝5城は、大規模木造建築技術の発展の段階を示していることから、これも評価基準の顕著な見本であります。だから、近世城郭の価値は日本だけではなく、世界の宝として継承していかなければならないと考えています。

そのためには、学術的な調査研究を深めることで、顕著な普遍的価値の磨き上げを行うことが重要です。また、並行してシリアル登録に向けて関係する姫路市と彦根市への連携依頼を継続していかなければなりません。

具体的には、先月2月22日には、文化庁に出向き、関係部署の働きかけを行ってきました。今月の3月27日には、犬山市で松本市長、松江市長の3者による意見交換会を行う予定にしております。そこでは、今後の取組について協議を深めてまいります。

そのほかには、9月の「お城EXPO in 姫路」の中で行われる国宝5城サミットへパネラーとして参加するなど、積極的に様々な取組を行ってまいります。

また、世界遺産の登録に向けては、地域コミュニティを含む関係者の一体的な協力体制づくりと、市民の機運の高まりが必要不可欠であります。この点については、部長が答弁したとおり、取組の情報発信と市民参加を促進することで、近世城郭の天守群の知名度をより一層向上させ、世界遺産登録に向けた機運の高まりにつなげていきたいと考えています。

改めて申し上げます。世界遺産に向けて、積極的に取り組んでまいります。

◎議長（三浦知里君） 柴田議員。

◎9番（柴田浩行君） 市長、ありがとうございました。世界遺産登録に向けて、市長のリーダーシップ、期待しておりますのでよろしく願いいたします。

件名3です。企業との連携強化について。

要旨1です。市内企業への支援についてです。

令和4年2月議会で企業との連携強化について質問いたしました。答弁で、基本方針として3点、示されました。1点目、市内で操業する企業を市外へ移転させない。2点目、市内で操業する企業をさらに優良な企業へと支援していく。3点目として、市外から新たな企業を誘致するということでもあります。今回はこの基本方針の1、2に基づいて、市内企業への支援について質問いたします。

市内企業への支援の取組と実績、そして、今後の支援への取組についてお示してください。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

これまでも企業との連携強化につきましては、持続可能なまちづくり、健全で良質な市民サービスを提供していくための自主財源の確保につながる施策として、継続的に取り組んでおります。

主なものとしましては、市内で20年以上操業する企業を引き続き支援するための企業再投資促進補助金があります。この補助金は、既存事業所の事業拡大、雇用の維持拡大を支援する目的で、これまで大企業、中小企業合わせて4社、6件を支援しており、令和5年度に新たに1社の支援を予定しております。

また、市内外から新たに産業集積誘導エリアへ立地いただいた企業に対して、立地奨励金として財政的支援を実施しております。この立地奨励金は、工場の新設または増設に伴う3年度間の固定資産税を支援するもので、これまでに4社を支援しており、令和5年度に新たに1社の支援を予定しております。

そのほかにも工場立地法に係る緑地面積率の緩和、中小企業等経営強化法による生産性を向上させる設備、建物の投資支援など、様々な補助制度、規制緩和によって、企業支援を実施しております。

今後は、施政方針にもありましたとおり、産業集積誘導エリアを拡大し、企業誘致に向けた取組をさらに進めるとともに、引き続き企業に寄り添った支援を進めていく予定です。

◎議長（三浦知里君） 柴田議員。

◎9番（柴田浩行君） ありがとうございます。市内企業をしっかりと応援して、雇用の場をつくり、自主財源の確保につながることを期待しております。

今の答弁も踏まえた上で、件名4です。自主財源の確保についてお伺いいたします。

要旨1です。ふるさと犬山応援寄附金について。

第5次犬山総合計画改訂版において、ふるさと犬山応援寄附金の2022年の目標値は1億6,658万8,000円となっております。うれしいことに、この数字を大きく上回りそうです。

そこで、ふるさと犬山応援寄附金の確保について、これまでの取組と成果についてお示しください。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

鈴木経営部長。

〔経営部長 鈴木君登壇〕

◎経営部長（鈴木良元君） ご質問にお答えします。

まず、第5次犬山市総合計画の改訂版の計画期間である平成29年度から令和4年度におけるふるさと納税の取組については、寄附の入り口となるポータルサイトの追加をはじめ、記念品の充実、積極的なPR広告などが上げられます。

具体的に期間当初の平成29年度と現在の状況との違いを申し上げます。

ポータルサイトの数は、1から5に、記念品のラインナップは24事業者の50品目から56事業者の367品目へと大幅な拡充を行ってまいりました。また、皆様から頂いた寄附金は、平成29年度は約4億2,000万円、以降、年を追うごとに約6億1,000万円、約6億5,000万円、約7億7,000万円と推移し、直近の令和3年度では、約8億6,000万円、そして今年度は1月

末時点で9億5,000万円となっており、先ほど議員がお示しされた総合計画の目標を大きくクリアし、開始以来、担当としてひそかに目標としていた10億円を達成する可能性が高くなってきたことから、先日、補正予算で増額を提案し、お認めをいただいたところです。

◎議長（三浦知里君） 柴田議員。

◎9番（柴田浩行君） ありがとうございます。ひそかな目標だと言っていましたけども、鈴木部長、自信があったんじゃないかと思っております。大きな成果が出ていることを確認した上で、再質問させていただきます。

ふるさと犬山応援寄附金の確保について、課題と今後の取組についてお示してください。

また、鈴木部長のこれまでの経験を踏まえた上で、ふるさと犬山応援寄附金のさらなる確保に向けて注力すべきことは何かお示してください。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

鈴木経営部長。

〔経営部長 鈴木君登壇〕

◎経営部長（鈴木良元君） 再質問にお答えします。

まず、当市のふるさと納税の問題点として、寄附を集められる記念品、地場産品の種類が少なく、偏っている点が上げられます。寄附額の81%を3社で賄っています。

全国で多額の寄附を集めている自治体は、海産物や高価な寝具などをそろえており、記念品のラインナップに差があることは申し上げるまでもありません。寄附額を大きく伸ばすためには、単なるラインナップの追加ではなく、魅力的な特産品や地場産品など、新たな人気記念品の種類を増やすことが不可欠です。これまでも産業課や観光課、あるいは商工会議所などの協力をいただきながら、市内の事業者積極的に声かけを行い、記念品を拡充してきました。それでも事業者の対応も様々で、全く興味を示さない事業者や、多忙などの理由から、消極的な事業者も少なくありません。

記念品は地場産品でなければならないという総務省の縛りがありますので、市内で販売しているものなら何でもよいというわけにもいきません。事業者にとってもメリットとなることをご理解いただき、いかに意欲を持って参加していただけるかが課題となっています。

次に、今後と言いますか、現在の取組となりますが、当市ではふるさと納税を活用したシティプロモーションを進めております。今年度は食事券やゴルフ場利用券に加え、市内ホテルの宿泊プランを拡充いたしました。当市の記念品を選択してもらえただけでも宣伝にはなるのですが、実際に犬山市にお越しいただき、当市の魅力に触れ、ファンになっていただくことが狙いであります。うまく行けば、当市のふるさと納税のリピーターとなっただけ、あるいは周囲の方への口コミ宣伝などへのつながりを狙っていけるものと考えております。

こうした犬山ファンの拡大によって、観光に寄与するだけでなく、住んでみたいと思う人が増えていくことも期待をしているところです。

◎議長（三浦知里君） 柴田議員。

◎9番（柴田浩行君） ありがとうございます。ふるさと納税を活用して、犬山ファンへと導いて、移住へと発展させる取組を、そういった取組を期待しております。

鈴木部長から行政のあるべき姿について多くのご指導をいただきました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

要旨2です。新たな自主財源の確保について、原市長へ質問させていただきます。

企業との連携強化やふるさと犬山応援寄附金など、新たな自主財源の確保について、市長のお考えをお示しく下さい。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） ご質問にお答えをいたします。

新たな自主財源の確保ということではありますが、基本的にはこれまでの継承と発展だと考えています。具体的にふるさと納税について申し上げますと、先ほど部長がお答えしましたとおり、実際に犬山に足を運んでいただき、犬山を体験していただけるような記念品となる宿泊や飲食、アクティビティの着地型分野を充実させていきたいと思っています。それによって、犬山のファン拡大と移住・定住につなげていきたいという思いであります。

また、事務作業に目を向けてみると、犬山市レベルの規模では、県内トップクラスの収益であります。それは事務処理の大半を職員が担っているからです。職員が頑張ってくれているんです。そのため、マンパワー的には限界に近づいています。だから、民間の力を借りることも検討していかなければならないと思っています。

短期で結果を出せる自主財源の確保としては、先ほど申し上げましたふるさと犬山応援寄附金の確保をはじめ、広告収入や自動販売機設置料などの公共空間の利活用、不要となった財産の売却、新たな補助金の獲得などの歳入面での取組を行ってきました。それに合わせて契約の見直しや施設の民営化と統廃合、他市町との共同調達、ICTの活用による事務の効率化など、歳出面での取組を進めてきました。このような取組は今後も発展的に継続をしてまいります。

一方、中長期的な視点が必要であります。最も重要な自主財源としては、歳入の4割以上を占める市税をいかに確保していくかであります。柴田議員ご質問の市内企業の事業拡張支援や、企業誘致の推進、市街化区域内の低・未利用地の活用などが、その手段として挙げられます。既に一定の成果として表れているものもありますが、いずれにしてもすぐに実現できるものばかりではありません。しっかり腰を据えて進めていきたいと思っています。

今議会において審議をお願いをしています第6次犬山市総合計画にも位置づけていますが、魅力ある商工業が栄え、地域ににぎわい創出するまちを目指し、長期的な視野で財源確保に取り組んでいきたいと思っております。

◎議長（三浦知里君） 柴田議員。

◎9番（柴田浩行君） 市長、ありがとうございます。いずれにいたしましても財源がなければ事業は展開できませんので、一步一步着実な取組によって、新たな自主財源の確保につながっていただきたいと期待しております。

件名5です。施政方針について。

要旨1、給食費の無料化についてです。

給食費の無料化の拡充、これは原市政の1丁目1番地だと考えております。市長の子育て支援に対する熱い思いがこもった事業だと期待しております。

そこで、市長へお伺いいたしますが、給食費の無料化について、令和5年9月を開始時期とする理由について、小学校6年生と中学校3年生を対象にした理由についてお示しく下さい。

また、市独自の給食費の無料化に取り組む市長の思いをお伺いいたします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） ご質問にお答えをいたします。

令和5年9月より子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、新たな子育て支援として小学校6年生と中学校3年生を対象として、給食費の無料化をスタートいたします。

夏休み明けの9月開始としたのは、小中学校や保護者への調整や準備が必要であるからであります。

また、対象となる児童生徒の範囲については、市の全体事業を見据えながら検討し、まずは経済的負担がかかる小学校6年生と中学校3年生から開始をすることといたしました。

給食費の無料化については、子育てで未来へ投資をしていきたいという私の公約の一つでもあります。1人の子どもを育てる親も、一生懸命に子育てをされています。ですから、少子化対策から子ども子育て支援へと視点を移して、子育てをする親や子どもたちの当事者目線で、家族や親だけでなく、子ども育ちを社会全体で応援していくことが大切だと思っています。

さらには、給食は単に空腹を満たすものではありません。子どもたちの元気な体を育てる食育の場としても、大変重要なものです。だから、温かい新たな子育て支援として、新しい犬山の方針として進めていきたいと考えています。

以上です。

◎議長（三浦知里君） 柴田議員。

◎9番（柴田浩行君） 市長、ありがとうございます。再質問はしませんけども、市長、ぜひ今回の給食費の無料化に当たって、対象者の範囲の中に、アレルギーを持った児童生徒を対象にできるようになる制度設計をぜひとも検討していただきたいというふうに期待しております。

続きまして、要旨2です。移住定住相談窓口についてです。

犬山市の住むまちとしての魅力を、若者世代はもちろんですが、全世代に発信して、移住定住につなげていくことを期待しております。

そこで、また市長に質問させていただきますが、移住定住相談窓口の設置について、相談窓口を設置する目的についてお示しく下さい。

また、具体的にどのような体制で、どのように対応していくお考えなのかをお示しく下さい。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） ご質問にお答えをいたします。

先ほど柴田議員から要望がありました。もちろんそのアレルギー対応をしていくための準備も必要ということで、9月からのスタートとさせていただいておりますので、改めてここでお示しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

そして、移住定住に関する相談事は、住居のことだけでなく、子育てや就労、地域の生活など、多岐にわたります。例えば、Iターン、Uターンの補助については都市計画課、学校のことは学校教育課、保育園のことは子ども未来課、就労は産業課、住宅の物件などは民間など、様々な課が対応しています。

それゆえに、現在の犬山市役所の体制では、犬山市への移住に興味を持たれた方は、複数の窓口を回ることになったり、どこの窓口で相談したらいいのか迷ってしまうことが想定、考えられます。これによって犬山に移住定住の思いがあるのに、やめてしまうことがあってはなりません。こうした背景を踏まえ、3つを主な目的として、移住定住相談窓口を設置します。

1つ目は、移住定住に関する総合的な窓口を設置して、相談者の利便性を高めるためです。

2つ目は、移住定住推進の全体像を把握し、その対応を考えるためです。

3つ目は、移住定住への新たな取組を対外的にPRするためであります。

具体的な内容としましては、まずは庁内外の様々な情報を集約する総合的な窓口を設けます。一旦はそこで相談事を受けて、関係課へ案内、または関係課職員を呼ぶというようなワンストップで対応できる取組を考えていきたいと思っております。

◎議長（三浦知里君） 柴田議員。

◎9番（柴田浩行君） ありがとうございます。アレルギーの先ほどの話に戻りますけども、児童生徒を含めていただくこと、これは非常に重要なことだと評価しております。残念ながら3月までの給食費の無料化では対応できていませんでしたので、ぜひともご検討いただければと思っております。

今までのこの議論を受けまして、原市長とこうやって議論させていただいたこと、大変うれしく思っております。「やさしく」「げんきな」まちでずっとずっと住み続けたい犬山の実現へ期待しております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（三浦知里君） 9番 柴田浩行議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時10分 休憩

再 開
午後1時00分 開議

◎議長（三浦知里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

16番 諏訪 毅議員。

◎16番（諏訪 毅君） 16番、公明クラブ、諏訪 毅です。議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告しました4件について順次、質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

件名1、外国籍の方の相談についてであります。

最近、私のもとに、外国籍、外国人の方からの相談が増えております。先日あった相談は、会社に勤めている外国人の方で、新型コロナウイルスに感染をしまい、会社を約1週間ほど休み、自宅療養されました。療養解除後、会社に行くと、傷病手当金がもらえるから申請するよう言われたそうです。日本での生活は長いものの、日本人でも分かりづらい傷病手当金などの言葉は、外国人の方にとってはなおさら理解が難しく、日本人の友人を通して私に、傷病手当金とは何、また、どのように手続きしたらいいか分からないから教えてほしいとの相談がありました。

早速インターネットなどで調べてみると、全国健康保険協会のホームページにたどり着きました。傷病手当金の申請方法のページには、外国語での表示もあり、検索をしましたが、相談者の方の国の言語がなく、英語が少しなら分かるとのことでしたので、英語訳で申請書などを印刷し、相談者のもとへ。4枚にわたる申請書を1枚ずつ私の片言の英語で説明をしながら、一緒に記入をし、途中、病院の先生に書いてもらうことを、先生をそのままティーチャーと訳してしまい、相談者の方がげげんな顔をされたので、我に返り、あっ、違う、ドクターと言い直す失敗もありましたが、2時間ぐらいかけて申請書に記入ができ、送り先などを確認し、申請書を提出、後日、無事、傷病手当金が振り込まれたとの連絡がありました。

今回いただいた相談のように、外国籍、外国人の方にとっては、日本で、また犬山市で暮らすに当たって、分からないこと、相談したいことなど、様々あると思います。

ここでお尋ねをいたします。

要旨1、外国籍の方への相談対応についてであります。

犬山市が行っている外国籍、外国人の方の相談窓口の開設状況と、その周知についてお教えください。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

中村市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 中村君登壇〕

◎市民部長兼防災監（中村 誠君） ご質問にお答えします。

外国人無料相談窓口は、毎週金曜日の午後に、ポルトガル語、スペイン語の相談を、毎月第4金曜日の午後には、中国語、英語、タガログ語の相談を、市役所1階相談室で開設しています。

令和2年度以降の相談件数は、一時的に新型コロナウイルス感染症に関する様々な相談の増加で、令和2年度は973件となっていますが、令和3年度は368件、令和4年度は12月末時点で313件で、言語別ではポルトガル語、スペイン語による相談が96%を占めている状況です。

相談内容は、労働に関するものから、税金、医療制度、子どもの教育や発達に関するもの、DVなど多岐にわたり、案件によっては継続した対応が求められる場合もあります。そのため、外国人が自国の文化と異なる生活環境で生じる様々な心理的、社会的問題に対応できるよう、愛知県が要請した多文化ソーシャルワーカーを相談員として配置し、相談案件の解決まで丁寧な支援に努めているところです。

相談窓口の周知については、案内チラシを外国人市民へ年度初めに郵送するとともに、多文化共生に関するイベント会場などでも配布しています。また、多言語フェイスブックを通じての周知も行っています。

また、こうした様々な相談を通じて見えてきた課題については、他の外国人市民への情報共有を図るため、多文化共生推進員が多言語による情報発信や啓発事業に生かしています。

◎議長（三浦知里君） 諏訪議員。

◎16番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。多くの外国人の方が無料相談窓口を利用されていることが確認をできました。

先日、次のような相談をいただきました。新型コロナウイルスに感染して自宅療養していて、その際、配食サービスで1日3食の弁当を届けてもらっているが、日本食を食べ慣れておらず、残してしまうのもったいない。キャンセルしたいが、どこに連絡したらよいかとのことでした。私もどこに聞けばいいかわからず、まずは健康推進課へ連絡、県の事業とのことで、そこから江南保健所に連絡、相談をし、無事弁当のキャンセルができました。

このようにささいなことかもしれませんが、様々なことで困っている、悩んでいる外国人の方がいることを再認識をいたしました。

今後も外国人無料相談窓口などでの外国籍、外国人の方へのさらなる相談支援に期待をし、要旨2の質問に移ります。

要旨2、市役所内の外国語案内についてであります。

今回、市役所内の外国語案内について要望をいただいた方は、両親、きょうだいは外国籍で、本人は日本で生まれ育っているので、外国語、日本語の両方話すことができ、現在は岐阜県内の外国籍の方が多く住んでいる地域の病院で、通訳として勤務をされています。

今回、その方からいただいた要望は、自分の用事や家族の通訳としてよく市役所に行きますが、市役所の玄関入り口に、外国語での市役所内の、例えば1階には何課の窓口があるかなどの案内が少ないと指摘をされました。また、手続などで来た目的の窓口の場所が分かりづらいともありました。分からない場合、入り口の総合受付で聞く場合も多いと思いますので、ここでお尋ねをいたします。

1階の総合受付において、外国籍の方からの市役所内の窓口の場所などについての質問、問合せは何件ぐらいあるのか。また、そのほかの質問、問合せはどのようなものがあるのかお教えをください。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

鈴木経営部長。

〔経営部長 鈴木君登壇〕

◎経営部長（鈴木良元君） ご質問にお答えします。

市役所の総合受付での外国籍の方からのお問合せの内容と件数について、ご説明をいたします。

手続を行う窓口の場所についての質問が、平均して1日に1件から2件程度、市で配置している通訳の所在についての質問が、1日に3件程度、加えてマイナンバーの手続についての質問が1日2件から3件程度となっています。

なお、曜日によって件数に差はあり、問合せがない日もある反面、外国語の相談窓口がある金曜日は、他の曜日に比べ問合せ件数が多くなっているのが現状です。

また、件数の増減の推移については、このところコロナ関係の給付金の受付期間など、一定の時期に問合せが集中するようなことがありましたが、コロナ関係以外の全体的な件数に大きな増減はないというのが、総合受付の担当者の印象であります。

◎議長（三浦知里君） 諏訪議員。

◎16番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。総合受付での外国籍の方からの問合せ、質問が毎日のようにあり、窓口の場所の質問も数件あることが分かりました。これを踏まえまして、再質問をさせていただきます。

やはり冒頭の要望どおり、市役所内の外国語での案内が必要であります。しかし、市役所内の各課の配置案内は、壁面や看板に表示されており、英語での併記となっていますが、ここに多言語での表示をすることは、物理的にも困難だと考えます。

そこで、紙ベースで言語別のフロアマップを作成をし、総合窓口で配布してはどうかと考えます。市のホームページは多言語にも取り組んでいただいていますので、それに準じ紙ベースで作成すれば、費用もさしてかからず、外国の方の利便性の向上にも有効と考えますが、いかがでしょうか、答弁をお願いいたします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

鈴木経営部長。

〔経営部長 鈴木君登壇〕

◎経営部長（鈴木良元君） 再質問にお答えします。

担当職員によりますと、総合窓口を利用する外国籍の方は、日本語の文章を読むことは困難ですが、片言の日本語でコミュニケーションの取れる方が多いということでした。現在、そのような方には、例えばお持ちになっている書類や封筒から要件を確認することで、訪ねたい窓口の場所などを身ぶり手ぶりを加えて案内をしている状況です。

ご提案いただいた多言語化したフロアマップは、外国籍の方が一目で行きたい部署の場所を把握できることから、不便の解消のために大変有効なものと考えます。加えて、先ほど総合受付での問合せ件数をお答えしましたが、1日数件の問合せとしても、年間を通せば少なくない件数になることから、職員が窓口の案内を効率的に行うという面でも有用なものであり、早期に総合窓口に設置したいと考えます。

既にあるフロアマップを翻訳すれば用意できるものですので、今回の議員のご質問を踏まえ、現在既にフロアマップの翻訳作業に着手をさせていただきました。ご提案に感謝いたします。ありがとうございました。

◎議長（三浦知里君） 諏訪議員。

◎16番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。早速フロアマップの設置に向け動いてくださり、感謝申し上げます。今後も外国籍、外国人の皆様の声をお聞きし、提案してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、件名2に移ります。件名2、マイタイムラインについてであります。

昨年10月、総務委員会の行政視察で、茨城県常総市に「犠牲者ゼロを目指した防災まちづくりについて」を調査事項として視察をさせていただきました。その際、平成27年9月に起こった関東東北豪雨の被災状況などの説明を受けた後、被災後の平成28年6月から常総市が取り組まれたマイタイムラインの説明を受けた際、土砂災害の危険区域がある犬山市でも活用すべきと思ひ、質問をさせていただきます。

「まさかうちの地域まで震災するとは、いつ避難したらいいか目安がなかった。茨城県常総市中妻町根新田地区、約100世帯の住民は、関東東北豪雨発生時の状況をこう振り返りました。」とあります。常総市は、当時、市の3分の1となる約40平方キロメートルが浸水、市の南東部に位置する根新田地区にも最大2メートル程度の濁流が押し寄せ、住宅など約9割が床上浸水したとあります。

この豪雨災害の最大の教訓に、行政から避難指示などの情報が伝わっていたにもかかわらず、多くの住民が、自分は大丈夫と思ひ込み、避難行動を取らなかったことが上げられました。

水害後、同地区の町内会では、常総市などから、住民がマイタイムラインを作成するモデル地区となり、行政のサポートを受けながら、2017年、全国で初めてマイタイムラインを完成させ、現在までに作成が終わった同地区の住民は、約7割に達したとのこと。

マイタイムラインにつきましては、平成29年12月議会で水野議員が一般質問されていますが、少し時間がたっていますので、確認の意味も含めまして質問をさせていただきます。

要旨1、マイタイムラインについてであります。

2点、お伺いをいたします。

1点目、確認の意味で、マイタイムラインとはどのようなものかお尋ねをいたします。

2点目、先日、宮城県岩沼市議会からの個別避難計画策定について、行政視察が行われた際の資料に、現在、犬山市では避難行動要支援者のための個別避難計画では、計画をつくった人ごとにマイタイムラインを作成していますが、避難行動要支援者の方以外の市民のマイタイムライン作成については、どのように考えているのかお示しをください。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 中村君登壇〕

◎市民部長兼防災監（中村 誠君） ご質問にお答えします。

台風等の接近や河川の水位の上昇など、自然災害が発生するおそれのある場合、市では、

気象情報などを見極めながら、適切なタイミングで市民に向けて必要な情報の発信に努めています。

市民の皆様には、これらの情報を参考に、まずは命を守る行動を取っていただく必要がございますが、住んでいる地域や家の構造、世帯状況などの違いによって、必要な避難行動も大きく変わってきます。

マイタイムラインは、一人一人がそれらの状況の違いに応じ、あらかじめいつ、何をするのかを時系列で整理しておく防災行動計画であり、迅速な判断や行動が要求される災害時における行動マニュアルとなります。

また、タイムラインの作成に当たっては、自宅周辺の危険箇所の把握や、安全な場所までの避難ルートなどを、改めて確認するきっかけにもなるため、平時における防災意識の啓発という観点からも、有効なツールの一つであると考えています。

そのため、このマイタイムラインは、避難行動要支援者向けの活用のみならず、今後、市民の皆様にも広く普及を進めていくべきものと認識しています。

◎議長（三浦知里君） 諏訪議員。

◎16番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。マイタイムライン作成の有効性などが確認をできました。

続いて、要旨2、今後の取組についてであります。

先ほどの答弁でも、市民の皆さんに広く普及を進めるとありましたが、犬山市として、今後、マイタイムラインについて、どのように取り組んでいくのかお示しをください。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 中村君登壇〕

◎市民部長兼防災監（中村 誠君） ご質問にお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、マイタイムライン活用の重要性は認識しており、今年度6月には、まず土砂災害の危険区域が多く点在する入鹿地区を対象に、土砂災害に強い地域づくり活動の一環として、土砂災害マイハザードマップの作成訓練を実施し、地区の住民65人の方がご参加をいただきました。

この土砂災害ハザードマップとは、県が考案したマイタイムラインと自宅周辺の土砂災害警戒区域などが入った地図を組み合わせたもので、参加者にはその作成キットを使用し、地域の土砂災害警戒区域の確認をしながら、個々の状況に応じたマイタイムラインを作成していただいたところです。

今後につきましても、毎年当市の特徴とも言える土砂災害の危険区域を中心に、マイタイムラインを含んだマイハザードマップ作成支援を行っていくことや、広報などでも作成方法をPRするなど、普及啓発に取り組んでまいります。

◎議長（三浦知里君） 諏訪議員。

◎16番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。先ほどの入鹿地区での訓練に私も参加をさせていただきました。実際、作成してみると、近隣の危険箇所などが再確認でき、よい経験になったと感じました。

今後も市内での普及啓発に取り組んでいただけるとのこと、一人でも多くの市民の皆様にもタイムラインの作成の経験をしていただき、今後のさらなる防災意識向上に向けての啓発に期待をし、件名3に移ります。

件名3、ペット同室避難についてであります。

平成26年3月議会と平成29年3月議会で、ペットの同行避難などの質問を三浦議長がされ、ペットと同室でできる避難所がない場合、避難しない人が増えるなどと指摘をされました。その後、昨年12月より開始されたのが、災害時の避難所で、ペットと同じ部屋で生活できる同室避難であります。市民の方から問合せが多数ございましたので、質問をさせていただきます。

要旨1、現状についてであります。

ペット同室避難の対応施設のうち、それぞれの部屋を使用し、どのような運営をしているのかお尋ねをいたします。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

中村市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 中村君登壇〕

◎市民部長兼防災監（中村 誠君） ご質問にお答えします。

2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震において、ペットがいるので避難所に避難しなかったケースや、ペットを自宅に残して避難したが、ペットの様子が気になり、自宅に戻った際に津波や地震に遭い被災してしまった事例がありました。

こうしたペットが原因による被災をなくすため、昨年の12月1日より、市内33か所の指定避難所のうち、犬山市民交流センターフロイデ、犬山市体育センター、勤労青少年ホーム、楽田ふれあいセンターの3か所を、ペットと同室避難が可能な避難所に位置づけました。

これまでペットを連れて避難所に避難することは可能でしたが、飼い主は屋内、ペットは屋外などでと、生活区域が異なっていたため、一緒に過ごすことはできませんでした。そのため、今回、避難所内にペット同室避難専用の部屋を設定し、具体的にはフロイデでは1階共同プラザを、勤労青少年ホームでは3階会議室を、楽田ふれあいセンターでは2階情報工房を飼い主とペットと一緒に過ごすことができる避難スペースとしました。

また、運用面では、避難所の受付でペットの種類やワクチンの接種状況など、ペットに関する情報について確認を行うほか、施設内ではペット同伴の避難者とその他の避難者の動線が重ならないよう案内する、室内ではペットをゲージに入れる、ペットの食べ物など、必要なものは飼い主が持参するといった避難所内のルールをマニュアル化し、ペットのいない避難者へも配慮をすることとしています。

◎議長（三浦知里君） 諏訪議員。

◎16番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。我が家にもペット、犬が1匹おり、万が一避難所に避難する場面があった場合、ペットと同室で過ごすことができることは大変にありがたく、安心して過ごすことができると思います。そのときのためにも、しつけやペットの食べ物の確保など、備えてまいりたいと思います。

続きまして、要旨2、ペット同室避難 避難所開設訓練についてであります。

今年の1月31日に楽田ふれあいセンターで行われたペット同室避難訓練の内容と、その際に参加者の方などからどのような意見や指摘があったのかお示しをください。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 中村君登壇〕

◎市民部長兼防災監（中村 誠君） ご質問にお答えします。

ペット同室避難の運用開始に伴い、避難所開設時の運營業務の流れを担当職員が体験、把握するとともに、課題の洗い出しを目的に、ペット同室避難、避難所設営訓練を1月31日に楽田ふれあいセンターで実施しました。

今回の訓練では、楽田地区コミュニティ推進協議会、犬山動物総合医療センター、愛知防災リーダー会犬山の各団体の皆さんの協力、参加の下、訓練参加者が飼っている犬3匹、猫2匹、アヒル1羽のペットを実際に施設内に受け入れ、避難所での受付、同室避難スペースの設営、片づけまでの一連の流れを確認しました。

訓練後の意見交換会では、参加者全員から、訓練において気づいたことや課題について共有をしました。

主な意見として、避難者役の方からは、部屋が狭かった、ペットのストレスや鳴き声の対策が必要という意見があり、施設管理者からは、ペット避難が多く、収容できない場合はどうするのか、ペット用トイレは屋外になっているが、雨天時にはどうするのかといった意見がありました。

また、避難所の運営側からは、人手が足りない、アレルギーなどの情報をしっかり聞き取ることが重要といった意見が出されました。

◎議長（三浦知里君） 諏訪議員。

◎16番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。実際に避難所を使って、ペットも受け入れての訓練、机上では分からなかった課題もたくさん出たと思います。

そこで、要旨3、今後の取組についてであります。

要旨2でお尋ねをしたペット同室避難訓練での結果を受けて、今後、どのようにペット同室避難に取り組んでいくのかお伺いをいたします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 中村君登壇〕

◎市民部長兼防災監（中村 誠君） ご質問にお答えします。

訓練を通して把握した課題については、できるところから見直しを進めるとともに、残りの2施設についても、来年度以降、順次、ペット避難所としての設営訓練などを実施して、よりスムーズにペット避難ができるよう、改善を進めてまいります。

加えて、今回の訓練での意見を参考に、ペット避難に係るマニュアルの改定、ペットに関するトイレシートやゲージなどの備蓄を進めるほか、他の指定避難場所での可能性も探っていきたいと考えています。

また、市民向けには、総合防災訓練や地域の避難訓練において、日頃からのペットのしつ

けや準備など、ペットの防災に関する啓発についても、積極的に行ってまいります。

◎議長（三浦知里君） 諏訪議員。

◎16番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。施政方針の中に、災害時に備え、ペットの同室避難や福祉避難所の開設訓練を繰り返しながら、避難所運営の改善に努めていくとありました。いざというときのために、改善に努めていただいている職員の皆様に感謝を申し上げ、そして、さらなる防災力の向上に期待をし、件名4に移ります。

件名4、施政方針についてであります。

要旨1、わん丸君バスについてお伺いをいたします。

施政方針に、「わん丸君バスは、地域や市民の皆様からの要望や意見を踏まえ、令和5年12月の見直しに向け準備を進めます。」とあり、「その中で栗栖地区、今井地区、池野地区の中学生が、それぞれの中学校まで通学に利用できるよう調整を図ってまいります。」とありました。

ここでお伺いをいたします。

わん丸君バスについて、どのように栗栖地区、今井地区、池野地区の中学生が、それぞれの中学校まで通学できるように調整をされるのか。また、帰りの便についても、どのように考えているのかお示しをください。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 中村君登壇〕

◎市民部長兼防災監（中村 誠君） ご質問にお答えします。

まず、登校時の対応について、栗栖地区、今井地区、池野地区のうち、池野地区においては、現行のわん丸君バスで、東部中学校への登校利用が可能なダイヤとなっておりますが、栗栖地区から犬山中学校、今井地区から城東中学校への登校利用はできないため、再編後には、それぞれ朝の1便のみ新路線を追加設定して、登校時間に間に合うよう調整を進めています。

次に、下校時の対応についてですが、授業が終了する時間や部活動が終了する時間など、それぞれに対応することは、わん丸君バスの限られた便数の中では難しいこともあり、授業終了時間後での帰宅に利用できるよう、ダイヤの調整を進めている段階です。

◎議長（三浦知里君） 諏訪議員。

◎16番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。先日、栗栖地区にお住まいの方から、通学路になっている県道185号線、栗栖犬山線の特に氷室交差点から犬山橋に向けての車やトラックなどの交通量が増え、大変に危険だから、わん丸君バスなどでの通学方法を考えてほしいとの要望をいただいております。

今回、栗栖地区、今井地区、池野地区の3地区で、わん丸君バスでの通学を調整していただけるとのこと、大変にありがとうございます。早速要望いただいた方に報告をしております。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（三浦知里君） 16番 諏訪 毅議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時45分まで休憩いたします。

午後 1 時35分 休憩

再 開

午後 1 時45分 開議

◎議長（三浦知里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

1 番 畑 竜介議員。

◎1 番（畑 竜介君） 1 番、令和新政クラブ、畑 竜介です。議長のお許しを得ましたので、通告どおり 3 件の一般質問を行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、件名 1、森林環境譲与税についてお伺ひします。

平成31年 4 月 1 日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されました。我が国の温室効果ガス排出削減の目標の達成や、災害防止等を図るため、持ち主の分からなくなり荒れてしまっている森林の整備や、その担い手の確保、また木材利用促進に向けて、個人住民税均等割課税対象者から、森林環境税を年額1,000円徴収し、それを財源に都道府県、市町村に森林譲与税として交付されるものであります。

森林環境税の課税は、現在課税されている復興特別税の代わりに、令和 6 年度からとなりますが、都道府県や市町村への森林環境譲与税の交付は、令和元年度から先行して実施されています。

しかしながら、国から交付されている森林環境譲与税について、地方自治体では約47%が未償還のまま積み立てられているというような報道が一部ありましたが、当市に配分された森林環境譲与税の額と、その利用実績についてお伺ひします。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

森林環境譲与税は、毎年度、前期と後期の 2 度に分けて金額が決定し、交付されており、令和元年度から令和 4 年度前期までに交付された総額は、2,096万円となります。令和 3 年度までの使途としましては、森林環境譲与税の活用を想定し、令和 2 年度に創設した市内で森林整備を行う市民団体に対する補助金、約43万円、犬山北小学校図書館の木製書架や椅子の購入、約125万円、竹木粉碎機の購入131万円、犬山ふれあいの森の森林整備や市民向け講座、約73万円となっております。

さらに、今回、犬山南小学校新校舎建設工事費として、令和 3 年度までの基金積立金と、金額が確定している令和 4 年度前期分の全額である約1,724万円を予算化したことから、現時点で森林環境譲与税を100%使用することになります。

◎議長（三浦知里君） 畑議員。

◎1 番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。令和 3 年度までは大きく事業化されていなかったのかなという様子が分かりました。一方で、今年度は犬山南小学校の建設工事費

として大きく使っていくということも分かりました。

ここで再質問をさせていただきます。

犬山南小学校の新校舎建設での木質化に使われる判断をされた理由、また、森林環境譲与税はホームページで公開されている情報を見る限り、令和元年度から見ると年々増えてきている様子がありますが、実際に課税が始まる令和6年度以降の見込みとしては、年間どれぐらいを見込んでいて、今後はどのようにこの森林環境譲与税を活用していくのかお伺いいたします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

森林環境譲与税が始まった令和元年度時点では、令和6年度からは本市への譲与額は、現在の約870万円から200万円増額となり、1,070万円との試算となっています。これは森林環境税の課税が始まり、国から都道府県に譲与される金額が増加され、さらに、県と市の配分割合も市への比重が大きくなることが予定されていることによるものです。

そうした中、森林環境譲与税の活用については、本年度に入り、愛知県の担当者が直接本市を訪れ、基金への積立てではなく、積極的な予算化に向けた働きかけがなされました。そのため、令和4年度の補正予算で犬山南小学校の新校舎建設工事の木質化部分に充当いたしました。

この犬山南小学校の新校舎など、公共施設の木質化は、多くの利用者が木材に親しむことができるよい機会であると捉えております。現在、本市では脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、公共施設は木質化に努めることを定めた犬山市建築物等における木材の利用の促進に関する方針を策定中です。

今後の森林環境譲与税の活用としては、税の趣旨を踏まえ、本市にとって最も有効であると判断した事業に充当していく予定であり、今回の犬山南小学校と同様に、建て替えや建築予定のある子ども未来園や学校施設の整備では、積極的な木質化を図り、その事業費に重点的に充当していく予定としています。

◎議長（三浦知里君） 畑議員。

◎1番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。当市にも森林が多くありますけれども、市内に林業というものが余りないため、担い手の育成というのは難しいながらも、国産木材の利用促進によって多くの利用者が木材に親しみ、森林環境の保全意識につながっていくことを期待しています。

続きまして、件名2です。難聴高齢者補聴器購入費助成事業についてお伺いします。

まずは、この制度の概要と、今までの助成実績についてお伺いします。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

難聴高齢者補聴器購入費助成事業は、一定の要件を満たす難聴の高齢者に対し、2万円を限度とし、補聴器購入費の2分の1を助成する制度で、令和3年度から実施しています。

助成要件としては、身体障害者手帳の交付対象とならない方で、市内在住の65歳以上の高齢者、住民税非課税世帯、両耳の聴力が30デシベル以上70デシベル未満、身体障害者福祉法に規定する指定医から補聴器の装用が必要と診断を受けている。ほかの法令等による類似の助成の対象者でないことの5つの要件全てを満たし、かつ購入前に申請することが必要となります。

助成実績については、事業開始年度である令和3年度は、申請6件のうち助成決定したのは5件、執行額は10万円です。令和4年度は令和5年2月14日時点で、申請9件のうち助成決定したものが7件で、執行額は10万円（※75ページに訂正発言あり）となっています。

◎議長（三浦知里君） 畑議員。

◎1番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。この助成制度ですが、補聴器も金額もピンキリでいろいろあるとは思いますが、大変高価なものであるため、利用者にとっては大変助かるのではないかと思います。

しかしながら、先日、この制度を知った方から、補聴器を購入したが、助成されなかったという話をお聞きしました。理由を聞いたところによると、先ほどの要件にあった購入前の事前申請ではなくて、購入後に申請をしたので、受け付けてもらえないということでした。

そこで、再質問として、この助成制度の周知について、どのようにされているのか。また、補聴器の販売をしている販売店等への周知、連携はどうなっているのかお伺いいたします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

その前に、先ほど答弁の中で、令和4年度の実績について、助成決定したものが7件で10万円と申し上げましたが、14万円と訂正させていただきます。

では、答弁のほうをさせていただきます。

事業の周知については、事業開始前の令和3年3月に尾北医師管内の医療機関、市内居宅介護支援事業所、各地区あんしん相談センターに周知したほか、毎年実施する民生委員児童委員による高齢者実態調査の際に、パンフレットの配布や、定期的に市広報で制度の周知を図っています。

議員ご指摘の補聴器の販売店への周知については、補聴器を購入する販売店を指定していないことから、周知する先の特定が困難なため、実施をしていませんでした。しかし、今後は議員のご指摘も踏まえ、助成実績や、インターネットで補聴器購入ができる市内の補聴器販売店に対し、パンフレットを送付するなど、制度の周知に努めてまいります。

◎議長（三浦知里君） 畑議員。

◎1番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。新たに販売店などにも周知していただけるということで、ありがとうございます。

助成制度が始まった頃に周知をしていただいているようでしたが、時がたつと漏れてしま

うため、今後も販売店も含め定期的な周知活動をお願いいたします。

続いて、要旨2、助成の仕組みについてお伺いいたします。

先ほどの答弁でもありましたように、当市での助成は医師の診断を含め、購入前の申請が必要となっています。利用者の目線からすると、販売店で助成制度を知ることができても、事前に申請が必要だと、実際に購入して使い始めるまでの手続きが煩雑になってしまいます。

こういったことから、同じような助成制度を実施している自治体を幾つか調べたところ、埼玉県秩父市は、病院を受診し、医師の意見書をもらい、購入後に申請でも受け付けてもらえるということです。

また、神奈川県相模原市では、補聴器の販売店にて助成額をその場で値引きをされ、販売店が申請をする方式も選択肢にあるということでした。

どちらの自治体も利用者からすると大変便利な工夫がされているなど感じましたが、当市ではこうした利用者の利便性についての制度にアップグレードはできないでしょうか。

また、別の方からの相談として、片耳のみ著しく聞こえが悪い片耳難聴の方からもお話を聞きました。正面から話をしてくれれば聞こえるが、聞こえが悪いほうからだど、呼ばれていることも気づかないということでした。

当市の場合、先ほどの助成要件の中にもありましたが、聴力判断が両耳での対応のため、片耳のみだと助成の対象になりません。こういった助成の仕組みとして、片耳難聴への対応について、片耳での聴力レベル判定も含めることができないか。

以上2点についてお伺いいたします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

当市の難聴高齢者補聴器購入費助成事業は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業や、近隣市町の高齢者補聴器助成事業を参考に制度設計しました。

制度の仕組みとしては、まず、先ほど答弁させていただきましたが、医師の診断を受けた上で、購入前に事前申請していただき、市が助成の可否を決定しています。助成対象者には、市からの決定通知を受領後に補聴器を購入し、領収書を添付の上で、助成金の請求書を提出していただき、後日、指定する口座に助成金を振り込みます。

議員が参考例とされました埼玉県秩父市や、神奈川県相模原市の事例について確認したところ、秩父市では補聴器購入が市内の販売店に限定されており、医師の意見書も市内の医療機関での診療を条件としていますが、補聴器購入後でも申請できるとのことでした。

また、相模原市では、議員ご案内のとおり、販売店で助成金相当分を差し引いて補聴器の購入ができるといった工夫がされていました。

購入後申請については、販売店が制度内容に従った適切な対応をしていない場合、購入からの申請期限超過や、対象のつもりで購入したが、要件に合致せず、助成対象とならない場合など、トラブルの要因となることから、販売店の指定など、検討事項があるため、今後の研究課題とさせていただきたいと考えています。

続きまして、片耳での聴力レベルの判定についてであります。当市が把握している難聴高齢者補聴器助成を行っている11の自治体の状況としては、助成要件に聴力判定を明記している自治体7団体のうち、両耳での聴力レベル判定のみの自治体が5団体、片耳での聴力レベル判定も含めている自治体が2団体で、残りの4団体は、指定医の意見書などで、補聴器が必要との診断があればよく、聴力レベルの判定の明記がなく、各自治体で条件がばらついていました。

当市としては、わずかな差で他法令等の支援対象とならない方への支援策としてこの事業を進めており、支援が受けられる他法令等においても、両耳による聴力レベルを基本に、様々な判定が行われています。

こうしたことから、現時点での見直しは考えておりませんが、随時、近隣市町や他法令等の支援策に関する情報収集に努め、制度内容の研究にも努めてまいります。

◎議長（三浦知里君） 畑議員。

◎1番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。今回は申請のタイミングや片耳難聴の方に対しての対応は変わらないという答弁でしたが、初めに話したように、助成が必要な方へしっかりと情報が伝わるような周知を引き続きしていただき、より多くの利用者の声を聞いて、皆さんが使いやすい助成制度になるよう、引き続き研究、検討をされることを期待しています。

続きまして、件名3、施政方針演説についてお伺いいたします。

まずは要旨1、シティプロモーションについてであります。

今回の施政方針演説、原市長の施政方針演説からは、ほかにはまねできない犬山らしい、今までにない新しいまちづくりを進めていこうというような思いが伝わってきました。まちをつくるのは人です。その人が減少している社会で、まちが元気になるためには、多くの人に犬山を知ってもらい、住むまちの魅力を伝え、犬山で暮らすすばらしさを伝える必要があります。そのためにシティプロモーションを強化するということが大変重要な施策だと私も考えています。

先日も原市長が名刺にQRコードを印刷して話題になりましたが、犬山市公式YouTube「ONE CHAN」では、住むまち犬山PRムービー「My Daily Life at INUYAMA」が公開されています。これについては私自身も今までの犬山にない視点での動画作成だと思っておりまして、公開された当初より注目していきまして、自分自身のSNS等でも発信をしてきたところであります。

しかしながら、公開から5か月ぐらいたった現在でも、視聴回数は2,000回に満たない状況でございます。シティプロモーションは、伝えたい内容を伝えたいターゲットをしっかりと選定し、その選定したターゲットにちゃんと届くメディアを選択、さらに話題性に富んだものでないとなかなか効果が得られないのではないかと考えています。

そこで、施政方針演説にあった、住むまちとして魅力を伝えるシティプロモーションについて、若者世代への情報発信を強化しますという部分について、具体的なターゲットなどどのように想定しているのか、今後の展望も含めお伺いいたします。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

鈴木経営部長。

〔経営部長 鈴木君登壇〕

◎経営部長（鈴木良元君） ご質問にお答えします。

犬山市は愛知県内で比較すると高齢化率が高い、つまりは若者世代が相対的に少ないということになりますので、人口バランスの是正を図る意味でも、若者世代への情報発信を強化したいというふうに考えております。

質問にありましたターゲットにつきましては、移住に当たって転職を必要としない、子育てに関心のある主に30代を軸に考えており、より具体的に情報発信手法を検討する際には、さらにターゲットを絞り込む、あるいは広げることになると考えています。

強化の内容ですが、これまでのシティプロモーションでは、住むまちとしての魅力となる施策の充実と、そのことをPRするためのパンフレットやPR動画、先ほど畑議員のほうからご紹介がありました「My Daily Life at INUYAMA」の作成を進めてきました。

加えて、今年度は当市の魅力をテーマにした動画コンテストを開催いたしました。長さ3分程度のフィルム部門に34作品、30秒程度のショート部門に52作品の応募をいただくことができました。しかし、これらの情報コンテンツも、先ほどのターゲットに届かなければ何の効力も発揮できません。したがって、今後はこれまでに蓄積したこうした動画等をターゲットに届けるため、プッシュ型の情報発信を強化していくことが重要であると考えています。

特に市外への情報発信については、これまで余り費用を投じておらず、方法そのものが乏しかったことから、令和5年度については民間のアイデアを活用しながら、情報発信を強化するための予算を計上させていただいております。

なお、市民に対しては既に広報犬山や公式SNSなどがあることから、これらの発信手法を用いた、より効果的なPRを図ってまいります。

◎議長（三浦知里君） 畑議員。

◎1番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。繰り返しになりますが、ターゲットや伝えるメディアを選ぶということは大変重要だと考えていますので、今後も注視しながら、私自身もよい事例があればアイデアを提案していきたいと思っております。

要旨2に移ります。手話言語条例についてお伺いいたします。

手話言語や障害の特性に応じたコミュニケーションの利用促進を図る条例については、愛知県では平成28年10月に制定されました。県内のほかの自治体では、平成30年の常滑市をはじめ、最近だと昨年に岡崎市や高浜市、碧南市など、愛知県を含めると13の自治体で制定されています。私自身も原市長に影響され、手話の勉強をしているので、聾者の方と関わるが多く、犬山市はなぜ条例の制定をしないのということを聞かれることが多々ありましたので、今回の施政方針演説での条例制定に向かう方向性というのは、大変うれしく感じるところであります。

そこで、確認の意味も含めて、手話言語や障害の特性に応じたコミュニケーションの利用促進を図る条例はどのように制定を進めていくのか、また、条例を制定することにより、ど

ういったことが変わるのか、条例の制定についてはいつ頃をめどに考えているのか、3点についてお伺いいたします。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

条例をどのように制定するのかということですが、市長のマニフェストで、手話言語、障害者、外国人コミュニケーション条例の制定とあり、手話言語と障害者の特性に応じたコミュニケーションの利用促進を図る条例については、障害者の権利に関する条約などを踏まえ、制定する予定です。

続きまして、条例を制定することで何が変わるのかということですが、平成28年に愛知県が「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定しており、現時点においても本市の県条例の規定により、県と連携して、施策の推進に取り組んでいるところです。

市条例制定後も、引き続き手話通訳の設置及び派遣事業や、手話を学ぶ機会の提供、障害者の理解促進のために取り組むことには変わりありませんが、市条例制定を機に、手話は言語であるという市民の意識醸成を行い、障害特性に応じたコミュニケーション手段のさらなる周知と普及を図られると考えています。

最後に、この条例をいつ制定するのかですが、令和5年度中に当事者である聴覚障害者や障害者団体及び有識者などで構成された障害者自立支援協議会から、条例制定に向けた意見を伺い、令和6年度の施行を目指してまいります。

◎議長（三浦知里君） 畑議員。

◎1番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。令和6年度という具体的な答弁がいただけてよかったです。私自身もさらに手話を勉強しながら、条例についても研究をしていこうと思います。

最後に、原市長に再質問させてください。

犬山市としては、答弁でもあったように、手話のボランティア講座の実施や福祉実践教室など、条例を制定しなくてもやっているというような考え方もあり、今まではなかなか条例の制定に向かいませんでした。しかし、原市政では公約の一つとしてお話をされていたように、今回の条例制定に向けた動きは、原カラーが出ているのではないかと考えております。

そこで、今回の条例制定に向け、犬山市としてどのような社会を目指すのか、原市長のこの条例に対する思いをお聞かせください。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） ご質問にお答えをいたします。

手話言語条例につきましては、畑議員と三浦議長にもご質問を重ねていただき、本市としては条例制定をしている先進自治体の具体的な展開を研究し、判断していくとしてきました。

そこで、条例制定に向けて、犬山市長として私の思いを述べさせていただきます。

まず、手話言語についてですが、一般的に手話は聴覚障害者のコミュニケーション手段と捉えている方が多いと思います。でも、違うんです。手や指、体の動き、表情を使って、視覚で認識をして話す手話は、日本語や英語などと同じで、独自の言語体系と歴史的背景を有する一つの言語であります。国連の障害者権利条約でも手話は言語として定義をされています。だから、手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境づくりを進める、それで手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識のもとに、手話の普及を図っていきたいと考えています。

また、言語としての手話、要約筆記、点字、音声、触覚、筆談、代筆など、全ての市民の皆さんが、障害の特性に応じたコミュニケーションの手段を利用することの重要性を認め、多様なコミュニケーション手段の選択ができる環境を目指していきます。

条例を制定することで、様々な障害者の皆さんとコミュニケーションで共生できる社会の実現につなげていきます。当然ですが、条例制定が目的ではありません。皆さんが聞こえる世界を皆さんで考えていくために、関係者や団体の皆さんの声を聞いて、現場を知り、現状を受け止めながら、実効性のある条例制定を進めていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いたします。

◎議長（三浦知里君） 畑議員。

◎1番（畑 竜介君） 原市長、答弁ありがとうございました。本当に条例制定が目的ではなく、私も手話の勉強をしてから、いろんなことを感じるがありますが、手話は言語であるというような原市長の強い思いが伝わってまいりました。「やさしく」「げんきな」犬山づくりの第一歩になるような条例だと思しますので、引き続きよろしくお願いたします。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（三浦知里君） 1番 畑 竜介議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時30分まで休憩いたします。

午後2時16分 休憩

再 開

午後2時30分 開議

◎議長（三浦知里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

議員各位に申し上げます。12番、中村貴文議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

12番 中村貴文議員。

◎12番（中村貴文君） 12番、犬山市民クラブ、中村貴文です。通告の2件について質問をさせていただきます。

1件目、橋爪・五郎丸地区の新たなまちづくりについて。

要旨①五郎丸西地区暫定用途解除区域について、質問をさせていただきます。

この件につきましては、これまでも何回も質問をしてまいりました。目に見えての進捗はありませんが、確実に確実に前に進んでいる事業だというふうに理解をしております。

少し復習します。この暫定用途解除に向けては、関係各位のご尽力により、平成27年4月頭に解除されました。これは前に質問をしたときは、まだ5年がかかると言っておった案件でありましたが、次の年の議会では、平成27年4月に解除する。予定より5年早く解除されたわけであります。

エリアとしては、五郎丸神社西側、名犬ハイツ南側、地産団地の東側、国道41号線北側の地方道を囲む約4ヘクタールのエリアであります。市街地である低未利用地の利活用に優先的に力を入れていかなければならない場所だと、これまでも質問をしてまいりました。

しかし、課題があります。解除されただけでは、民間事業者が出てきてくれませんでした。やはり道路整備、雨水排水対策、これを講じなければならないということで、解除以降、新たな挑戦が始まって8年がたとうとしております。

冒頭申し上げましたが、目には見えませんが、目に見えない形でしっかりと前に向けて進んでいるという理解の中で、道路整備については基本設計が既にもう出来上がって、前回の質問のときに資料として提出されましたし、もう一つの課題が、何といても雨水排水対策であります。

先ほどの道路建設及び排水道路の用地買収を、前回の質問で、来年度計上していくという答弁がありましたが、来年度予算にしっかりと、金額としては800万円程度であります。用地買収に向けたスタートをするんだらうと、そんな思いがある中で、雨水施設の雨水貯留施設を犬山市側で造るのか、扶桑町側に話合いで協議して、扶桑町地内で造るのか、2つの案があるというふうにこれまで言っていました。自分としては犬山市内は市街化である中で、多分かなり大きな貯留池が必要なんだらうということになると、せっかく道路の基本設計で、そこに住宅が張りつくだろうという想定の中で、犬山地内に貯留池を構築すると、ちょっとそれが思うところ、うまくいかなくなるのかなあと。

扶桑町のほうも困っているんで、犬山市がリードを取って、犬山市と扶桑町の冠水対策につなげていこうということで、扶桑町のほうにしっかりと丁寧に協議を始めたらどうかということもこれまで言ってきたとおりであります。扶桑町の懸念としては、扶桑町内の組合施行により、土地区画整理事業の話が出ておりました。まず、その進捗状況についてお示しをいただきたいと思えます。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

9月議会において、五郎丸西地区の土地利用の促進には、雨水排水の整備が重要であり、その整備手法として雨水貯留施設を扶桑町地内に設置する案と、犬山市内に設置する案の2案がある旨を答弁させていただきました。今、中村議員がご紹介していただいたとおりです。

以前よりこの件について扶桑町と協議を進めており、扶桑町側の土地区画整理事業の方針

が決定しなかったため、貯留施設の設置場所及び整備手法が選定できない状況でした。

12月に扶桑町に進捗状況を確認したところ、11月末に組合発起人会より解散の申出があり、土地区画整理事業は実施しないが、この区域の利活用について検討しているとのことで、整備手法の選定に向けての本格協議に入れていない状況となっています。

◎議長（三浦知里君） 中村議員。

◎12番（中村貴文君） 今の答弁で、隣接する扶桑町の動きの1つの結果が今答弁されたというふうに思っております。区画整理事業の発起人会が解散したということでもありますので、組合施行による土地活用は一旦断念されたんだろうというふうに思いますし、ただ、扶桑町のほうとしては、おらが村のまちづくりは自分たちでやるという思いがあるというふうに推測します。

水は低いほうに流れますんで、仮に自分が扶桑町側の人間だったら、犬山市の水、何で扶桑町で受けないのかなあという、そんな思いもなきにしもあらずで、そういう方も中にはいらっしやると思いますんで、これからスタートするんだと思います、扶桑町との協議は、丁寧に、段階を踏んで、どこが候補地になるか、まだ決まっていませんので、犬山市側として勝手な言い分は、扶桑町で貯留池を造らせてください、流末が木津用水ですので、犬山市の水は扶桑町を通過して木津用水に落とさなければなりませんというようにもしっかり説明をしていただいて、前に進めていただきたいなんていうのが私の希望であります、そういったことをはじめ、今後、扶桑町との協議をどのように始めていき、今後この地域を道路整備、冠水対策を含めて、どのように進めていく予定なのか、再質問をさせていただきます。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

今後の予定としましては、貯留施設の設置場所及び整備手法が決定できるように、引き続き扶桑町と協議、調整を丁寧に進めていきたいと考えています。

なお、事業の進捗を少しでも図るため、令和5年度より貯留施設の整備には影響がなく進めることができる道路用地について、用地買収に着手していく予定です。

◎議長（三浦知里君） 中村議員。

◎12番（中村貴文君） 理解をしました。新しいまちづくりは金も時間もかかります。やっぱり今回の件は隣地との調整も必要だということで、まずは担当者レベルでしっかりと協議を始めていただいて、また、そこに関わる住民の皆様にも丁寧に説明していただき、それで最後には原市長の出番だというふうに思っていますので、原市長と扶桑町の鯖瀬町長とトップ同士の会談で、新たな犬山のまちづくりに扶桑町、協力してくださいというようなことで進めていただくことを期待します。この件は終わります。

続いて、要旨②犬山セントラル構想（仮称）の今後についてであります。

犬山セントラル構想という名前も、コロナになる前は、私が言っていました、ずっと。市民クラブも私が言っているから、追随してくれました。行政に対して「犬山セントラル構想」

を正式名称としてどんと行きませんかと言ったけど、山田市長は答えはなかったです。ですから、我々が使って、意外と浸透しとったんですね。意外と犬山セントラル構想、知つとると、犬山セントラル構想、どうなつとると聞かれたんです。だけど、残念ながら、本当にコロナで、もう今では犬山セントラル構想って言うだけの方、まず皆無です。どっちかと言うと、道の駅はぼしかったんじゃないのとか、道の駅の話は白紙に戻ったんじゃないのというような正確でないニュースが市政の中に届いておりますんで、ここでしっかりとした今現状がどうなっているかという思いで質問をさせていただきます。

この犬山セントラル構想（仮称）というのは、第5次総合計画の見直しで、橋爪・五郎丸地区が新たな都市拠点及び交流拠点に位置づけられ、段階的にスピード感を持って整備しようという中で選択したのが、短期的に道の駅を犬山市が事業主体になって進めていく。中期的に長洞線とその道の駅の間に、しっかりと下水道整備等の基盤整備を進め、商業集積地ラインとする。長期的にこれは夢の実現であります。五郎丸駅を復活させる、この短・中・長という構想を我々が犬山セントラル構想と呼んでいたわけですが、まずは突破口であります。目的ではありません。1つの手段として道の駅をまずは起爆剤として、ここの開発の第一歩とするというのが最初の計画であります。

その道の駅基本計画について質問させていただきますが、現在、3年ほど見合わせています。3年経過しようとしていますこの道の駅事業について、経緯を含めて現状をお示しいただきたいと思っております。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

名鉄小牧線東側、国道41号南側において進めていました道の駅事業については、令和元年度に基本計画の策定まで完了しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、コロナ対応を最優先することや、経済状況の見通しが立たず、民間から市にとっていい提案がいただける状況でないことから、令和2年度から取組を見合わせており、間もなく3年が経過しようとしていることはご存じのとおりです。

また、令和4年9月議会の久世議員の一般質問において、山田前市長が、その後の社会経済状況の変化から、物価が上昇しており、計画策定時より事業費が増加することが想定できることから、新型コロナの影響や物価上昇の影響も踏まえ、再検証を行うこととしており、現在、進めているところです。

物価上昇について、9月議会の時点では、一般社団法人建設物価調査会が示す建築費指数を参考として、令和4年7月時点と、試算当時の令和元年度を比較し、14%程度上昇していることから、これを基に概算事業費を試算したところ、施設整備費約27億円が約30億円に、周辺整備費を含めて34億円が約38億円に増加するとお答えしております。

事業費の増加は、事業に与える影響が大きいことから、その後も物価の状況を注視しており、現時点での最新の状況として、令和5年1月時点と、試算当時の令和元年度を比較する

と、建築費指数が約20%程度上昇しており、この半年間でもさらに6%程度の上昇がありますので、同様に試算すると、施設整備費が約31億円に、周辺整備費を含めると、約40億円に増加することを検証しております。

◎議長（三浦知里君） 中村議員。

◎12番（中村貴文君） 経緯や現状は理解をしました。その中で、就任2か月余りで市長に再質問をするのはちょっと厳しい質問かなとは思いますが、ぜひ市長の今の気持ち、思いを正直に答えていただければというふうに思います。

この犬山セントラル構想（仮称）ですけど、見合わせになったのは、コロナ禍に入った。その中でコロナ対策優先、それから地元経済回復を優先させるということで、今日まで見合わせをしてきました。これは間違いではなかったと思います。見合わせにしてよかったなあという思いはあります。

ただ、ここ最近のコロナの状況を見ますと、第8波も落ち着いてきた。そして、3月13日には各自の判断ではありますけど、マスクを各自の判断で取ったり外したりする。それから、もっと言えば、5月の8日から感染症の分類が2類から5類に引き下げられる。コロナとこれから共存して、経済も生活も回していこうという表れだというふうに思っています。

先ほどの答弁で、昨年9月の市長答弁から大きく変わってきたというふうに思っています。経済のほうも犬山市政の優しく元気な犬山づくり予算も、過去最高の282億円になっていますし、税収も4年、5年をシミュレーションしたときのリーマンショックを含めたシミュレーションだったと思いますが、それよりもかなりいい状況で税収も増えている中で、当然、一方で鋼材費の高騰とか、そういったことで、先ほどの答弁でも、最初は道の駅、それから地域振興ゾーンの整備で、その事業費が27億円と、周りの附帯整備を含めると、34億円だという答弁の中で、今は鋼材費高騰で今40億円ぐらいかかるんだという検証をしたという答弁がありますけど、こんなこと言うと市民の皆さんから叱られると思いますけど、先ほども新しいまちづくりには金と時間がかかるというふうに言いました。

40億円という数字は、40億円という数字だと聞くと、かなり大きな額ですけど、これはこじつけかもしれませんが、物差しとして、例えばこの庁舎、45億円ぐらいです。羽黒中央公園、これが50億円ぐらいです。そういった物差しと比べると、大型事業としては40億円、大きな額ですけど、この物差しと比べれば、そんなに大差ない。もう一つの大型事業は内田防災公園でしたけど、これは30億円かからなかったのかなという記憶がありますけどね。

そんな中で、この状況の中で、どうするのか。市長としては、判断をしていかなければいけないし、判断すべきだと思います。

いつまでにどうするのかということもお考えであれば、申しただけるとありがたいですが、とにかくこの第5次総合計画の見直しの中の新たな都市拠点及び新たな交流拠点であるこの橋爪・五郎丸地域で、第6次総合計画のほうにも同じような位置づけにされている。なくてはならない橋爪・五郎丸地区の新たなまちづくりは、市長としてどう考えているのか。見合わせるのか、リスタートするのか、はたまた白紙にするのか、お考えをお聞かせください。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） ご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどお話がありましたとおり、これまでも山田市長がコロナ禍における事業の冷え込みや事業費の高騰などにより、当初からの検証が必要だと議論を、発言を重ねてきたと思っています。

基本構想から振り返ってみると、スタートは道の駅と周辺整備で、約4億円とされてきました。そこから基本計画が策定され、規模や内容が明確にされると、部長の答弁のとおり、周辺整備を含めて約34億円が示され、さらに物価高騰で約30億円、そして今、中村議員もおっしゃられたとおり、現状では約40億円と検証されています。ですから、私としても、再検証の必要があると考えています。

結論を出すタイミングについては、余りに長引かせて、犬山にいいことはないと思っています。よって、道の駅事業については、物価上昇を含めて、周辺の民間の進出の意向や民間主導の可能性、また、屋内キッズスペースの最適な設置場所、さらに現状において道の駅事業が新しいまちづくりにつながっていくのかどうか、そして、五郎丸新駅を含めた中村議員が言われるセントラル構想に見合うかどうかなどを検証して、政策判断をする必要があります。

私の公約実現のための様々なお約束事、施策もごございます。ですから、それらも含めて整理した上で、令和5年度中の来年度中には一定の方向をお示しするように取り組んでまいります。

◎議長（三浦知里君） 中村議員。

◎12番（中村貴文君） 市長、目いっぱいの正直なお気持ちを聞かせていただいてありがとうございます。

また、一つの時間軸を出していただきました。来年度中には答えを出していきたいという、その方向性も出していただきましたので、期待をしております。

市長が常々、自分は市長になるために市長になったんじゃない。何をやるか、それが市長の仕事だというふうにおっしゃる中で、前任の県会議員時代も国道41号の6車線化には大変力を入れていただき、来年度中には五郎丸交差点まで6車線化が完成します。ただ、今のままだと、この6車線化は渋滞緩和のみの6車線化になってしまいます。時間はかかる、金もかかると思いますが、この国道41号の6車線化を橋爪・五郎丸地区の新たな都市拠点、新たな交流拠点にぜひともつながるような施策を、「やさしく」「げんきな」のこれは「げんきな」部分だと思しますので、人口減社会に対応し得る新たなまちづくりにご尽力いただくことを期待します。

続いて、次、2件目です。これは「やさしく」「げんきな」という中の「やさしく」のほうに入ると思いますが、犬山市私立高等学校等授業料補助金について質問をさせていただきます。

令和4年度私立高等学校等授業料補助のお知らせを資料として添付してありますので、ご参照をいただきたいと思います。

まず、現状をお尋ねします。補助金制度の概要と人数、金額などの実績、周知方法などをお示しいただきたいと思います。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村浩三君） ご質問にお答えします。

私立高等学校の授業料の軽減措置には、まず、国の高等学校等就学支援金制度、愛知県の愛知県私立学校等授業料軽減補助金、犬山市の犬山市私立高等学校等授業料補助金の3段階の制度があります。

犬山市私立高等学校等授業料補助金は、10月1日時点で全日制または定時制の私立高等学校か高等専門学校、専修学校高等課程に在籍している生徒の保護者のうち、保護者の住所が犬山市内で、愛知県の授業料軽減補助金の所得基準に該当する方に対して、保護者負担を軽減するため、自己負担となる授業料に対し、補助をしています。

愛知県の補助拡大に合わせ、犬山市では令和2年度より補助上限額を1万円から2万円に増額しました。これにより、年間世帯収入はおおむね720万円以下で、年間授業料が44万2,400円以下の方は、国と愛知県の支援を合わせ、実質的な授業料負担がゼロになります。また、年間世帯収入がおおむね720万円から840万円の場合には、国と愛知県の21万1,200円の支援に加え、犬山市から2万円の補助金があり、年間授業料の半額を上回る程度の補助となっています。

愛知県の制度と犬山市の制度の対象を比べると、愛知県は県内の学校のみを対象としていますが、犬山市は県内外の学校を対象としています。また、通信制については、愛知県が県内の4校を対象にしているのに対し、犬山市は通信制を対象とはしていません。

保護者向けのご案内、申請の流れについては、8月に犬山市のホームページや、10月1日号の広報に掲載すると同時に、過去に対処法として実績のある学校に依頼をし、在籍する対象者へ個別に案内をしていただいております。

10月末までに保護者から申請書を提出していただき、その後、所得審査等を行い、12月に審査決定通知書を送付し、1月末頃に振り込みをしています。

近年の補助金件数、金額は、令和2年度が148名、264万8,200円、令和3年度が170名、317万7,800円、令和4年度が187名、347万4,200円と年々増加をしています。

◎議長（三浦知里君） 中村議員。

◎12番（中村貴文君） 今の答弁で私立学校に通う子が増えてきたんだなあというのと、ちょっと理解が足りませんでした。1年間1万円だと思っていたのが、令和2年度から2万円に上がっていたという。ただ、生徒数が減ってきているので、予算的には変わってないということも、今、現状を知ることができました。

1件、再質問をさせていただきます。

今、通信制についても、現状を答弁していただきました。県のほうの補助対象にはなっている。ただし、県内に本拠地というんですか、拠点がある4校のみだよということで、犬山には通信制に対する補助対象はありませんということの中で、ちょっと通信制について分か

る範囲でお答えいただきたいんですけど、通信制に通う人数が分かればお示してください。

また、今後補助制度の見直しなどを予定していく考えがあるのかどうなのか。私としては、今、子育て支援が叫ばれておる中で、学校の選択の多様性から、全日制、定時制に、さらに通信制を加えるべきだというふうに個人では思っています。当然、財源がどうなるかによっては変わってくるとは思いますが、ただ、検討はすべきだと思いますが、答弁をお願いします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村浩三君） 再質問にお答えします。

通信制に通う人数については、犬山市立の中学校卒業後の進路先の人数となりますが、令和3年度卒業が37名、令和2年度卒業が40名、令和元年度卒業が30名となっています。

補助制度の見直しにつきましては、国の少子化対策の内容や県の制度の動向を見ながら、子どもの進学状況に合わせ、通信制を含め、対象学校の範囲や補助上限額、所得制限など、保護者負担を軽減し、子どもの学校選択の幅を広げる補助制度となるように、今後検討してまいりたいと考えています。

◎議長（三浦知里君） 中村議員。

◎12番（中村貴文君） 検討していただけるということなんで、よろしく願いいたします。

教育長に再々質問させていただきたいと思います。

昨日、今日のニュースで、出生数が80万人を全国で切ってきたというニュースが、もう危機的状況だというニュース、新聞が出ております。岸田内閣では「異次元の子育て支援をする」というふうに当初言っていましたが、今は「次元の異なった子育て支援をする」にちょっと言い変わって、あれっと思う節もあるわけではありますが、こういった補助事業も子育て支援の一つだと思っています。

また今、国のほうでは所得制限も議論になるような、そんな感じではありますが、犬山の子どもたちは犬山で育てる、そんな考えの中で、教育長として、こういう補助制度、先ほどの通信制の補助を検討する、あるいは所得制限を、今はあります、それをなくす、教育長のお考えをお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） では、中村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今、出生数の話がありましたけれども、80万人を切るかになったということですが、実は第1次ベビーブームの頃は、1年で270万人の子どもが生まれてきた。それと比べると、本当に少子化がうんと進んでいるんだなということを実感しております。

本題に入りたいと思いますけれども、通信制に通う子どもたちも、犬山の大事な大事な子どもたちだと思っています。この子どもたちの学びを支援をする。そして、通信制に通うお子さんをお持ちの保護者の方の子育てを支援するという立場に立てば、これは補助をする、

しないという議論ではなくて、どうしたら補助ができるのか、どうしたらどのような補助ができるのかといった視点に立って、前向きにこれは検討していかなくてはいけないなというふうに思っています。

ただし、これについては、経費を伴う事業でありますので、市長にもご相談を申し上げまして、最終的には市長の政策判断として実施をしていただけるように、今後進めていけたらいいなというふうに思っているところであります。

以上です。

◎議長（三浦知里君） 中村議員。

◎12番（中村貴文君） 教育長、ありがとうございます。市長にもボールが投げられましたので、教育委員会、それから市長部局としっかり検討をいただきまして、一つの答えをまた出していただきたいと思えます。

今日は原市政の「やさしく」「げんきな」犬山づくりの私が思う大事な2点について、基盤整備と子育て支援の質問をさせていただきました。私にとっては今日が58回目の犬山市議会議員としての質問でありました。59回目をやりたいわけではありますが、そんな思いを断ち切って、4期16年、お世話になりました犬山市議会を今期で卒業をさせていただきます。

一言だけ皆さんにお礼を言わせてください。本当にお世話になりましたありがとうございます。この後は新たな目標を持ちまして、新たな挑戦をいたします。健康第一、日々前進、元気な愛知犬山づくりに最善を尽くして頑張ります。

終わります。ありがとうございます。

◎議長（三浦知里君） 12番 中村貴文議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日2日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎議長（三浦知里君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後3時04分 散会